

騒音規制法及び振動規制法と条例の規制の重複について

1 規制の現状

(1) 騒音規制法・振動規制法（以下、「法」という。）と条例との関係（工場・事業場規制）

法では、条例と同様に、特定（届出）施設以外の施設や作業など事業活動に伴い発生する全ての騒音等に対して規制基準（敷地境界線上における騒音レベル）を適用することから、条例の規制対象から法の規制対象の工場等を原則として除外している。

(2) 条例における対象工場等の規定内容

平成6年の条例制定当時、法では、電気事業法又はガス事業法に規定する電気工作物やガス工作物（以下、「電気工作物等」という。）である特定施設のみを設置する工場等に対しては、法規制の一部を除外していたため、当該特定施設以外を原因とする騒音等に対して改善勧告や命令ができず、また、当該特定施設以外を目的とする立入等も認められていなかった。

このため、条例施行規則において、条例の規制対象から除外する法の規制対象の一部（電気工作物等の設置工場等）を、除外対象から除外し条例の規制対象とした。これにより、条例の規制基準遵守義務等が適用され、当該特定施設以外から発生する騒音等に対しても必要な措置を執ることができるようにした。

条例施行規則（平成6年10月26日大阪府規則第81号）より抜粋

（対象工場等）

第55条 条例第85条の規則で定める工場等は、次に掲げる工場又は事業場以外の工場又は事業場とする。

- 一 騒音にあつては、騒音規制法第3条第1項の規定により指定される地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等（**同条第1項に規定する特定施設のうち、電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物又はガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物のみを設置している当該特定工場等を除く。**）
- 二 振動にあつては、（以下略）

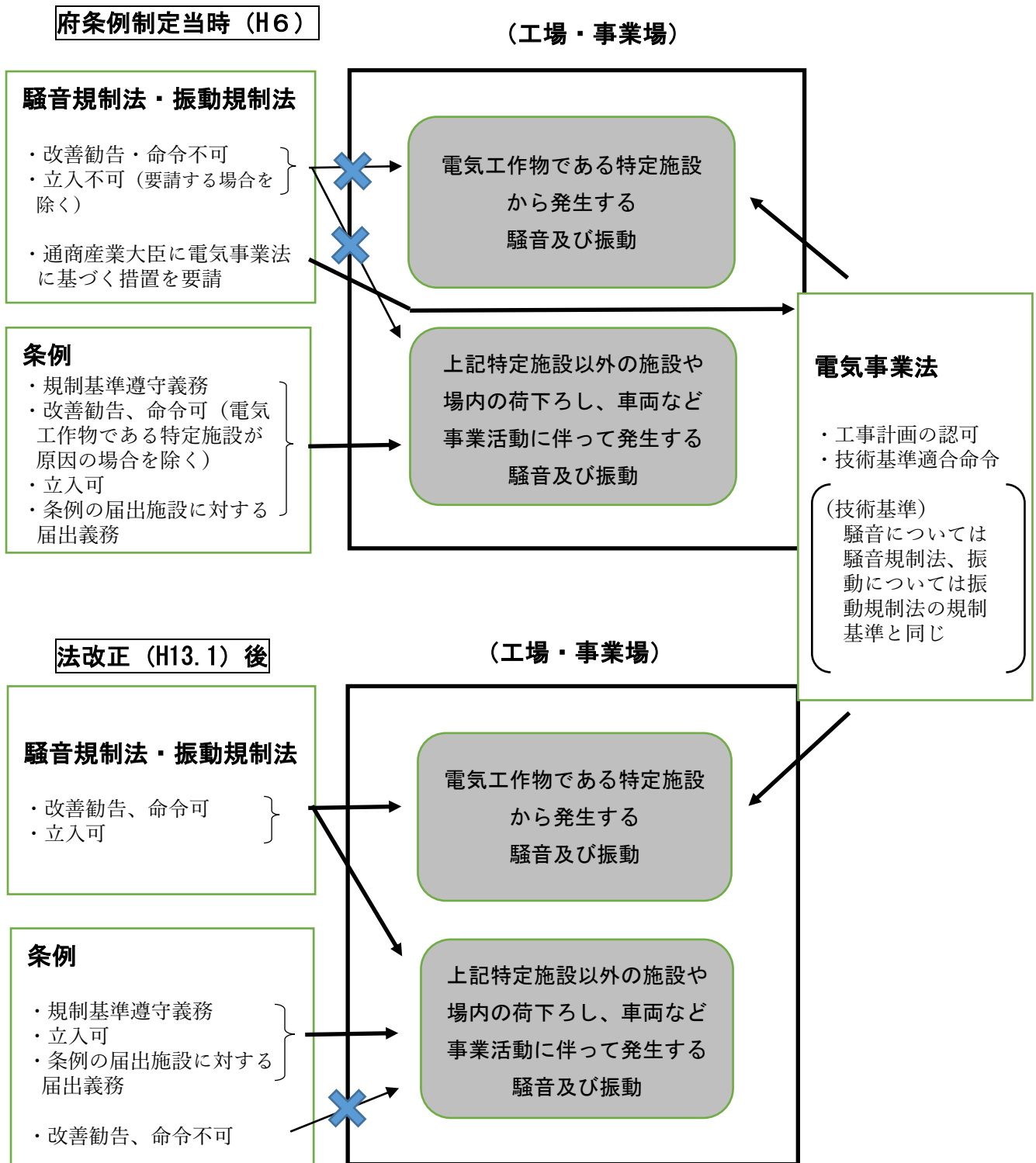
その後、平成13年の法改正により、電気工作物等の設置工場等に対しても、法に基づく改善勧告や命令ができるようになり、また、立入等もできるようになった。

このため、法改正に合わせて、条例による電気工作物等の設置工場等に対する改善勧告等の規定は削除した。その際、当該工場等に対し条例の届出施設に対する届出義務は残したが、その他の特定工場等では、同届出は不要であり、取扱いに不整合が生じている。なお、条例の届出が無い場合でも、規制基準の遵守義務や改善指導等の規制は法改正により同様に適用することが可能となっている。

2 見直しの方向性（案）

法対象の工場等については、電気工作物等の設置工場等を含めすべて条例の規制対象から除外する。

参考 1 電気工作物である特定施設のみを設置している工場・事業場に対する騒音等に係る規制



※ 平成 13 年の法改正にあわせて、条例による電気工作物等の設置工場等に対する改善勧告、命令の規定は削除した。

その際、その他の規制（規制基準の遵守義務、条例の届出施設に対する届出義務、立入権限）については、平成 12 年 3 月の電気事業法の改正により、電気売買の一部自由化が進み、同様の工場等が増加する可能性があることも踏まえ、当面そのまま残し、引き続きその必要性について検討していくこととした。

参考2 騒音規制法における電気工作物等に係る取扱いについて（改正前後の規定の要約）

	平成6年（府条例制定当時）	平成13年1月6日以降
騒音規制法第21条（電気工作物等に係る取扱い）		
第1項	電気事業法又はガス事業法に規定する電気工作物やガス工作物である特定施設を設置するものは、 <u>法第6条から第13条までを適用せず</u> 、電気事業法等の相当規定に定めるところによる。	電気事業法又はガス事業法に規定する電気工作物やガス工作物等である特定施設を設置するものは、 <u>法第6条から第11条までの規定並びに第12条第2項及び第13条の規定（第9条に係る部分に限る。）を適用せず</u> 、電気事業法等の相当規定に定めるところによる。
第2項	通商産業大臣は、第6条、第8条、第10条又は第11条第3項の規定に相当する電気事業法等の規定による届出等があったときは、当該特定施設の所在地を管轄する都道府県知事に通知する。	前項の規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長は、第6条、第8条、第10条又は第11条第3項の規定に相当する電気事業法等の規定による届出等があったときは、当該特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知する。
第3項	都道府県知事は、第1項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音によりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、通商産業大臣に対し、当該特定施設について、第9条又は第12条の規定に相当する電気事業法等の規定による措置を執るべきことを <u>要請</u> することができる。	市町村長は、第1項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音によりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第9条又は第12条第2項（第9条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法等の規定による措置を執るべきことを <u>要請</u> することができる。
第4項	通商産業大臣は、前項の規定による要請があった場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。	行政機関の長は、前項の規定による要請があった場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。
第5項		市町村長は、第1項に規定する特定施設について、第12条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令（同条第1項の規定による勧告に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。
騒音規制法施行令第3条（報告及び検査）		
第1項	都道府県知事は、法第20条第1項の規定により、特定施設を設置する者に対し、特定施設の設置の状況及び使用の方法並びに騒音の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定工場等に立ち入り、特定施設その他騒音を発生する施設及び騒音を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第21条第1項に規定する特定施設を設置する者に対しては、 <u>同条第3項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行なうものとする。</u>	市町村長は、法第20条第1項の規定により、特定施設を設置する者に対し、特定施設の設置の状況及び使用の方法並びに騒音の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定工場等に立ち入り、特定施設その他騒音を発生する施設及び騒音を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第21条第1項に規定する特定施設を設置する者に対しては、 <u>法第12条第1項、同条第2項（法第9条に係る部分を除く。）又は法第21条第3項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行なうものとする。</u>

参考3 騒音規制法における規定内容

<p>第6条（特定施設の設置の届出）、第7条（経過措置）、第8条（特定施設の数等の変更の届出）、<u>第9条（計画変更勧告）</u>、第10条（氏名の変更等の届出）、第11条（承継）、<u>第12条第1項（改善勧告）</u>、<u>第2項（第9条に係る命令及び第12条第1項に係る命令）</u>、第13条（小規模の事業者に対する配慮）</p>
